



二 看護師及び准看護師 療養病床、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四をもつて除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者(入院している新生児を含む)の数を三をもつて除した数とを加えた数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。)に、外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。

三 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一  
四 栄養士 病床数百以上の病院にあつては、一  
三 法第二十一条第三項の厚生労働省で定める基準であつて、都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべきものは、次のとおりとする。  
一 診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実状に応じた適当数  
二 理学療法士及び作業療法士 療養病床を有する病院にあつては、病院の実状に応じた適当数  
第二十一条第一項を次のように改める。  
法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準(病院の施設及びその構造設備に係るものに限る。)であつて、都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべきものは、次の各号に掲げる施設  
の区分に応じ、当該各号に定める構造設備を有することとする。  
一 消毒施設及び洗濯施設(法第十五条の二の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務又は器具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。) 蒸気、ガス若しくは薬品を用い又はその他の方法により入院患者及び職員の被服、器具等の消毒を行うことができるものでなければならぬこと(消毒施設を有する病院に限る。)  
二 談話室(療養病床を有する病院に限る。)  
三 食堂(療養病床を有する病院に限る。)  
四 浴室(療養病床を有する病院に限る。)  
身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならぬこと。  
第二十一条第二項を削る。  
第二十一条の第二項中、「看護師及び看護補助者その他の業務の従事者の員数の標準は、次のとおり」とあり、「員数の標準は、一」に改め、同項各号を削り、同条に次の三項を加える。  
2 法第二十一条第三項の厚生労働省で定める基準(療養病床を有する診療所の従業者及びその員数に係るものに限る。次項において同じ。)であつて、都道府県が条例を定めるに当たつて従うべきものは、次のとおりとする。  
一 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一  
二 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一  
三 法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準であつて、都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべきものは、事務員その他の従業者を療養病床を有する診療所の実状に応じた適当数増すごととする。  
4 第十九条第五項の規定は、第二項各号に掲げる事項について準用する。  
第二十一条の四第一項を次のように改める。  
法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準(療養病床を有する診療所の施設及びその構造設備に係るものに限る。)であつて、都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべきものについては、第二十一条第二号から第四号までの規定を準用する。  
第二十一条の四第二項を削る。  
第二十一条の四の二中「又は第二十一条の二」を「若しくは第二十一条の二」に改め、「標準」の下に「又は都道府県の条例で定める員数」を加える。  
第三十条の二十九(見出しを含む)中「標準」を「基準」に改める。

第三十条の三十一第二項中「(算定標準)を(算定基準)に改める。  
第三十条の三十三第一項中「標準」を「基準」に改める。  
第四十三条の二中「及び第三号」を「及び第一項第一号」に、「同項第四号」を「同条第二項第一号」に改める。  
別記第六号中「標準」を「基準」に改める。  
(毒物及び劇物取締法施行規則の一部改正)  
第四号 毒物及び劇物取締法施行規則(昭和二十六年厚生省令第四号)の一部を次のように改正する。  
別記第十八号様式、別記第十九号様式の(1)及び別記第十九号様式の(2)中「(警備要綱)」を「(警備要綱)」に改める。  
第五号 警備要綱(昭和二十六年厚生省令第一号)の一部を次のように改正する。  
第一号第一項中「都道府県知事」の下に「(その所在地が地味保健法(昭和二十一年法律第百一十)第五号第一項の政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。))又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項及び第三項、第六号並びに第十五条の四第二項において同じ。」を加える。  
第九号中「都道府県知事」の下に「(その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)を加える。  
第十六号第三項中「(その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。)」を加え、同条第四項中「都道府県知事」の下に「(その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)を加える。  
第十九号第一項中「都道府県知事」の下に「(薬局製造販売医薬品の製造販売をする薬局にあつては、その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項及び第三項、第四十六号第一項、第四十八号第一項、第七十号第一項及び第二項、第二百三十三号第一項並びに第二百五十四号において同じ。)」を加える。  
第二十五号第一項中「都道府県知事」の下に「保健所を設置する市の市長又は特別区の区長)を加える。  
第二十五号第二項中「(その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項及び第三項、第二十八号第一項、第二十九号第一項、第三十条第一項並びに第三十一条において同じ。)」を加え、同条第四項中「都道府県知事」の下に「(その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)を加え、同条第四項中「都道府県知事」の下に「(薬局製造販売医薬品の製造販売をする薬局にあつては、その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)を加える。  
第百零六条第三項中「(その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)を加える。  
第百零六条第一項第六号中「第三項」を「第四項」に改める。  
第百三十九号第一項中「(地味保健法(昭和二十二年法律第百一十)第五号第一項の政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。))」を「保健所を設置する市」に改め、同条第二項中「(第一号第二項中「(その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)と、同条第三項中「都道府県知事」とあるのは、都道府県知事(その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)と、同条第四項中「都道府県知事」とあるのは、市長又は区長)と、及び「都道府県知事」とあるのは、都道府県知事(その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)と」を削る。



第一条を次のように改める。

(趣旨)

第一条 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第三十六条に規定する知人保護施設に係る社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第六十五条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 社会福祉法第六十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び同法第六十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))にあつては、指定都市又は中核市。以下同じ。が条例を定めるに当たつて従うべき基準  
第八条及び第九条の規定による基準

二 社会福祉法第六十五条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十条第三項第四号及び第四項第一号イの規定による基準

三 社会福祉法第六十五条第一項の規定により、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前二号に定める規定による基準以外のもの

第三条中「最低基準」の下に「社会福祉法第六十五条第一項の規定により都道府県が条例で定める基準をいう。」を加える。

第十条第二項中「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この項において「指定都市」という。))及び同法第六十二条の二十二第一項の中核市(以下この項において「中核市」という。))においては、「指定都市及び中核市にあつては」に改める。

(障害者自立支援法施行規則の一部改正)

第十三条 障害者自立支援法施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)の一部を次のように改める。

第三十四条の二十の次に次の一条を加える。

(法第三十六条第四項の厚生労働省令で定める基準)

第三十四条の二十の二 法第三十六条第四項(法第三十七条第二項において準用する場合を含む。)の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。ただし、療養介護に係る指定又は短期入所(病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る指定の申請についてはこの限りでない。

第三十四条の二十四の次に次の一条を加える。

(法第三十八条第三項において準用する法第三十六条第四項の厚生労働省令で定める基準)

第三十四条の二十四の二 法第三十八条第三項(法第三十九条第二項において準用する場合を含む。)において準用する法第三十六条第四項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。

2 前項の規定は、法第四十一条第一項の指定障害者支援施設の指定の更新について準用する。

(薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正)

第十四条 薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令(平成十九年厚生労働省令第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第六十九条第三項」を「第六十九条第四項」に改める。

(軽曹老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正)

第十五条 軽曹老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成二十年厚生労働省令第七号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(趣旨)

第一条 軽曹老人ホーム(老人福祉法(昭和二十八年法律第百三十三号)第二十条の六に規定する軽曹老人ホームをいう。以下同じ。)に係る社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。第六十五条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第六十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び同法第六十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))にあつては、指定都市又は中核市。以下同じ。が条例を定めるに当たつて従うべき基準  
第五条第一項(第三十九条、附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。))及び第二項(第三十九条及び附則第十條において準用する場合を含む。))、第六条(第三十九条、附則第十條及び附則第十七條において準用する場合を含む。))、第十一条、第三十七條、附則第六條並びに附則第十四條の規定による基準

二 法第六十五条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十条第三項第一号、第四項第一号ハ及び第五項第一号ハ、第三十六條第三項第一号及び第四項第一号ハ、附則第五條第三項第一号及び第四項第一号ハ並びに附則第十三條第三項第一号及び第四項第一号ハの規定による基準

三 法第六十五条第一項の規定により、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十二條第一項及び第二項(第三十九條、附則第十五條及び附則第十七條において準用する場合を含む。))、第十七條第三項及び第四項(第三十九條、附則第十條及び附則第十七條において準用する場合を含む。))、第二十九條(第三十九條、附則第十條及び附則第十七條において準用する場合を含む。))並びに第三十三條(第三十九條、附則第十條及び附則第十七條において準用する場合を含む。))の規定による基準

四 法第六十五条第一項の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準 第三十五條、附則第四條及び附則第十二條の規定による基準

五 法第六十五条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準 この省令で定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

第五条中「社会福祉法」を「法」に改める。

第十条第二項中「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))又は同法第二百五十二条の二十三第一項の中核市(以下「中核市」という。))にあつては、当該を「指定都市又は中核市にあつては」に改める。

第三十一条第五項中「社会福祉法」及び「同法」を「法」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第五条から第七條まで及び第十四條の規定並びに附則第三條及び第四條の規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

(薬物及び別物取締法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第四条の規定の施行の現況にある同条の規定による改正前の様式(次項において「旧様式」という。))により使用されている書類は、同条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

2 第四条の規定の施行の現況にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

(薬事法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第五十条の規定の施行前に同条の規定による改正前の薬事法施行規則の規定により都道府県知事に対し届出をしなければならない事項で、同条の規定の施行の日前にその手続がなされていないものについては、これを、同条の規定による改正後の薬事法施行規則(以下この項において「新薬事法施行規則」という。)の相当規定により地域保健法(昭和二十二年法律第九号)第五十一条の規定に基づき政令で定める市の市長又は特別区の区長に対して届出をしなければならない事項についてその手続がなされていないものとみなして、新薬事法施行規則の規定を適用する。

2 第五十条の規定の施行の際現にある同条の規定による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

3 第五十条の規定の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り替えて使用する事ができる。

(母子保健法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第七十条の規定の施行の際現にされている同条の規定による改正前の母子保健法施行規則第九十一条の申請は、第七十条の規定による改正後の母子保健法施行規則第九十一条の申請とみなす。

2 第七十条の規定の施行の際現にある同条の規定による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

3 第七十条の規定の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り替えて使用する事ができる。

(沖縄の復帰に伴う厚生省関係の特例に関する省令の一部改正)

第五条 沖縄の復帰に伴う厚生省関係の特例に関する省令(昭和四十七年厚生省令第二十二号)の一部を次のように改める。

第十九条の見出し中「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準」を「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準」に改め、同条中「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準」を「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準」に、「第十九条」を「第十九条第一項及び第二項」に改める。

(医療法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第八条 医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成十三年厚生労働省令第八号)の一部を次のように改正する。

附則第二十条中「第十九条第一項第四号」を「第十九条第二項第二号」に改める。

附則第二十一条中「第二十一条第一項第二号及び同条第二項第二号から第四号」を「第二十一条第二号から第四号」に改める。

附則第二十三条中「第二十一条第二項第二号」の下に「及び同条第三項」を加え、「医師、看護師及び看護補助者その他の業務の従業者の員数の標準」を「医師の員数の標準並びに都道府県が条例を定めるに当たって従うべき看護師、准看護師及び看護補助者の員数並びに都道府県が条例を定めるに当たって従うべき事務員その他の従業者の員数の標準」に改める。

(厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正)

第七条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十七年厚生労働省令第四十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一表「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準(昭和四十一年厚生省令第十八号)」の項中「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準」を「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)

第八条 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)の一部を次のように改正する。

第二百三十三条第二項中「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準」を「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準」に、「最低基準」を「基準」に改め、同条第三項中「最低基準」を「基準」に改める。